

京都市告示第 433 号

生活保護法第49条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

平成20年3月27日

京都市長 門川大作

医療機関指定

名 称	所 在 地	指定年月日
遠藤医院	北区大宮西小野堀町25番地	平成20年1月24日
鈴木クリニック	下京区高辻西洞院町801番地の1 アネックス西洞院1F	平成20年1月30日
今林医院	右京区花園寺ノ前町52番地	平成20年1月2日
山本医院	伏見区桃山町泰長老175番地 シャルム世光105号	平成20年2月13日
桃山歯科クリニック	伏見区讚岐町155番地	平成20年1月1日
しらさぎ薬局 玄塚店	北区大宮玄塚南町2番地の12	平成20年1月1日
ペガサス洛北薬局	北区紫野下鳥田町56番地の1	平成20年1月1日
調剤薬局いのん ちえこういん店	上京区下長者町通智恵光院東西辰 巳町106番地	平成20年2月1日
メディオ薬局 薬屋町店	上京区一条通室町西入薬屋町 417番地	平成20年2月1日
ペガサス御所南薬局	中京区御幸町通二条下る山本町 437番地の3 坂部御幸町ビル1F	平成20年2月1日
アポロ薬局 嵯峨店	右京区嵯峨中通町36番地の13 ロイヤルコート嵯峨1F	平成20年1月5日

名 称	所 在 地	指定年月日
モモ調剤薬局	伏見区京橋町305番地	平成20年3月1日

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)